

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	第1種又は第2種低層住居専用地域における建築物の高さの限度の特例許可	
根拠法令・条項	建築基準法第55条第3項	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な工事で構造上やむを得ないものか等を個別に判断する必要があり、審査基準を設定することは困難であるため、法の規定どおりとする。	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	